

#### 障害者の自立生活支援とピア・カウンセリング

著者	堀 正嗣
雑誌名	関西大学人権問題研究室紀要
巻	41
ページ	1-31
発行年	2000-12-25
その他のタイトル	On Peer Counseling as Support for Disabled
	Person's Independent Living
URL	http://hdl.handle.net/10112/5785

# 障害者の自立生活支援とピア・カウンセリング

堀

正嗣

はじめに

たものであった。このことに象徴的なように、厚生省より市町村障害者生活支援事業の委託を受けた当事者組織は 厚生省の報告では初年度のピア・カウンセリング相談件数の八六%は自立生活センター等の当事者組織に寄せられ 九九六に市町村障害者生活支援事業がスタートして以来、ピア・カウンセリングに対する関心が高まっている。

勤のコーディネーターが中心になって事業を実施しているところが多い。その際には、障害当事者のピア・カウン 一方、この事業の委託を受けたその他の運営団体(社協、療護施設、事業団等)においては、社会福祉士等の常 この事業に関して着実に実績を積み重ねつつある。

セラーが中心になって事業を実施している自立生活センター等と大きな違いが生じてきている。

解され、展開されている。障害者福祉の関係者の間でも、ピア・カウンセリングは多様な意味で使われており、 このように、市町村障害者生活支援事業の委託を受けている団体においても、ピア・カウンセリングは多様に理

うな皮相的な理解や身体障害者相談員との混同、また専門的なセラピーを提供するのがピア・カウンセリングであ 致した理解が得られていない。そのため、障害者が障害者の相談に応じればピア・カウンセリングであるというよ るという誤解も生じている。

かにするとともに、ピア・カウンセリングが現在直面している課題について問題の所在を明らかにすることをねら 本稿では、このようなピア・カウンセリングをめぐる混乱を整理し、ピア・カウンセリングの意味と意義を明ら

#### 専門家による支配から相互援助へ―自立生活パラダイムの「見本例」としてのピア・ カウンセリング

(Paradigm) としてとらえている。このようにパラダイムという観点から自立生活を理解することは、障害者問題 ガベン·デジョング(Dejong, G.)は、自立生活を、従来のリハビリテーションに変わる新たなパラダイム

認識に大きな進歩をもたらすものとなった。

うした障害者の自立生活の支えとなる新しいパラダイムとして自立生活パラダイムが提起されたのである。 ションを受けずに、または無視して、自立を達成しているという事実がある。こうした障害者の存在は、 ない存在と考えられてきた。しかしながら、一九七〇年以降、非常に障害の重い障害者が、専門家のリハビリテー ハビリテーション・パラダイムでは説明することができず、例外性(anormaly)と考えざるを得ない。そして、こ ADLおよび有償雇用という自立観に立つリハビリテーション・パラダイムの下では、重度の障害者は自立でき 従来のリ

表:デジョングによるリハビリテーションパラダイムと ILパラダイムの比較

項目	リハビリテーション パラダイム	自立生活パラダイム		
問題の定義づけ	身体的欠損/職業能力の欠 如	専門家、家族、その他へ の依存		
問題の所在	個人	環境 : リハビリテーションのプロセス		
問題の解決	医師、理学療法士、職業リハ ビリテーション・カウンセラ 一等による専門的介入			
社会的役割 誰が管理するか	患者/クライエント 専門家	消費者 消費者		
望ましい結果	最大限のADL、収入の上が る職業	自立生活		

(出所:障害者自立生活セミナー実行委員会編『障害者の自立生活』 1983年174頁。)

また、消費者として、自助運動の当事者として、環

権利擁護活動(アドボカシー)の主体として、

から抜けだし、主体となることが求められる。そし

にピア・カウンセリングを挙げている。 点に立つ問題解決の方法として、デジョングは第 点にこそ求めることができる。 そして、このような当事者の主体、

管理という観

(表

参照)

自立生活運動の中心は、当事者の主体、管理という ことが何より求められてきたのである。その意味で、 境障壁を撤廃していく主体として運動をしていく

して、 立を拒む環境障壁にこそ求められる。この障壁をい 在は個人の属性としての障害に求められるのに対 リハビリテーション・パラダイムでは、 自立生活パラダイムでは、 問題は障害者の自 問題の

所

かに解消するかということこそ、障害者問題なので

ある。そのためには、

障害者が病者役割や欠陥役割

ある。この点について、アキイエ・ヘンリー・ニノミヤ (Ninomiya, A. H)は次のように述べている。 抗から出発したものであり、カウンセラーとクライエントの関係も伝統的なカウンセリングとは全く異なるもので このように、ピア・カウンセリングは、医師や理学療法士等の専門家が障害者を管理してきたことへの批判と抵

を持った市民になす相互扶助・成長サービスの関係なのです。 ではなく、カウンセリングを受ける人は患者ではありません。ピア・カウンセリングは障害を持った市民が障害 小人からその人を解放することがめざされます。したがって、ピア・カウンセラーは医療モデルにおける専門家 自立生活モデルにおいては、カウンセラーとそれを受ける人との関係を権力者対弱者、聖職者対罪人、 大人対

ことがピア・カウンセリングの本質的な意味であると考えられる。 特徴としてきた。その意味で、ピア・カウンセリングは医学モデルに立つ従来のカウンセリングとはむしろ対立す る価値観に立っており、自立生活パラダイムの「見本例」(T・クーン)という意味を持っているのである。この 以上見てきたように、ピア・カウンセリングは「反プロフェッシナル」、障害者同士の「相互扶助」を基本的な

が相談に応じてはいるが、その構造は専門家主導の相談であり、そこには対等性や相互交替性は存在しない。そう 員という位置づけになっており、医療モデル、すなわちリハビリテーション・パラダイムを脱していない。 者相談員は、医療機関から地域福祉行政へ、地域福祉行政から民生委員へ、そしてそれを補完するものとして相談 した関係構造の点で、身体障害者相談員とピア・カウンセラーには本質的な差異があるのである。 そして、このことがまた、身体障害者相談員とピア・カウンセラーの本質的な違いなのである。 従来の身体障害 るのである。 供事業」と見えるものも権利擁護活動の具体化という性格をもっているという点に活動の本質があると主張してい ら成り立っているわけではなく、自立生活センターの全ての活動は「権利擁護活動」であり、 張している。つまり、自立生活センターの活動は「福祉的サービス提供事業」と「権利擁護活動」の二つの視点か たプログラムがあるというわけだ」として、権利擁護が自立生活センターのあらゆる活動の根底にあるものだと主 が提供されるはずがないのであって、全ては障害者による障害者のための 北野誠一は、 〈障害者個人に対する権利擁護〉をふまえたプログラムと、 「〈当事者主導〉の下で提供されるプログラムにおいて、 〈コミュニティーに対する権利擁護〉を踏まえ 当事者の権利擁護と無関係なプログラム 〈権利擁護活動〉なのだが、あえて分け 「福祉的サービス提

ピア・アドボカシーという性格を持っているわけである。そのことは同時に、あらゆるプログラムが広義のピア・ この指摘を踏まえるならば、自立生活センターが提供する全てのプログラムは、常にピア・アドボキットによる

カウンセリングの意味を持っているということでもある。

事者としての経験や知識を分かちあうという意味での原理としてのピア・カウンセリングである。その意味で、ピ このようなエンパワメントのためにもっとも重要なことは、利用者の声と感情に耳を傾け、 の内なる力に働きかけ、力が発揮できるような関係を築いていくという意味でのエンパワメントである。そして、 ピア・アドボケットによるピア・アドボカシーの実践で、もっとも重要なことは、 当事者の主体性を尊重し、そ 仲間として共感し、

あらゆるサービスを根底で支えているものは、原理としてのピア・カウンセリングであるといえる。 ア・アドボキットを具体化する中核にあるものは原理としてのピア・カウンセリングであり、自立生活センターの

助担当ピアカウンセラー、住宅担当ピアカウンセラー等と呼ばれているのである。 障害者はすべてピア・カウンセラーと呼ばれ、障害者の支援を直接行っていました」と語っている。すなわち、介 「一九八一年に訪問したバークレーの自立生活センター(CIL)では、自立生活センターで働く

のサービスの根底に、ピア・アドボカシー、ピア・カウンセリングがあるからである。 えれば、むしろピア・カウンセリングの本質をよくあらわしている。それは、自立生活センターの提供するすべて カウンセリングを心理的な援助ととらえれば、このような用語法は誤用のように思えるが、原理的な観点から考

双方の関係を取り持ち、問題の解決を図っていくことが介助担当ピア・カウンセラーの仕事なのである。 のかを出しあい、本来のあり方を見つけていかなければならない」と述べている。ピア・カウンセリングによって ウンセラーである。双方の関係をとりもつだけでなく、トラブルが生じたときに、それぞれの側から、 持つコーディネーターは利用者のピア・カウンセラーであり、障害のないコーディネーターは介助者側のピア・カ 根底になっている。 たとえば、通常、 樋口恵子はこのことについて、「一般的には、介助コーディネーターと呼んでいるが、障害を 心理的な援助とは区別される介助者紹介のサービスにおいても、ピア・カウンセリングがその 何が問題な

# 自立生活実現に向けてのピア・サポートとしてのピア・カウンセリング

日本自立生活センター協議会(JIL)では、自立生活プログラム(ILP)と狭義のピア・カウンセリングの

和感がある」として、次のように提案している。 2つを包括する概念として広義のピア・カウンセリングの概念を使っている。このことに対して、横須賀俊司は「違

用いるよう提案したい。 う。・・・略・・・そこで私は(狭義の)ピア・カウンセリングと自律生活を総称する言葉として、ピア・サポートを ラムは先にも記したように、障害者が生活技術を学べるようにトレーニングしていくことが主眼である。そこで 柱であるという点からすれば同じことが言える。すなわち、心理的支援活動の一環だと。一方、自律生活プログ は心理的なサポートが行われることもあるだろうが、あくまでも生活技術を習得することがメインである。 しかし、これら二つがバラバラで関係なく実施されるよりは、車の両輪として展開される方が効果的であろ (狭義の)ピア・カウンセリングにしてもカウンセリーである障害者の心理的側面に働きかけることが重要な

質的に異なるものであり、両者を包含する概念としてピア・サポートを提案している。 このように横須賀は、心理的な援助活動であるピア・カウンセリングと生活技術の習得を目的とするILPは、

員長であった堤愛子は、ILPの意義について次のように述べている。 ラム小委員会を合併し、新「ピア・カウンセリング委員会」を発足させた。この旧自立生活プログラム小委員会委 えているのだろうか。JILは、一九九七年に組織改革を行い、ピア・カウンセリング小委員会と自立生活プログ これに対して、JILでは、(狭義の)ピア・カウンセリングと自立生活プログラムとの関係をどのようにとら

思うのです。 分を受け入れることができたとしたら、それっていうのは自立生活へ向かうエネルギーとして重要な第一歩だと そこまで行ったらかなり大成功だと思います。それで、障害を持っている人が自己否定を少しでもなくして、自 ます。三ヶ月の中である程度できることというのは、障害の受け入れ方が変わってくるということかな、自分の。 ですね、十二回で・・・やったらすぐ自立ができるかって言ったら決してそんなものではないというふうに思ってい

自立生活プログラムという、自立のためのトレーニングの場だと言われているけれど、三ヶ月・・・普通は三ヶ月

あるピア・カウンセリングがめざすものそのものである。次節で詳しく検討するが、自己否定感を克復して、積極 ILPの意義は、 肯定的な自己イメージを育むことこそピア・カウンセリングの目的であり、それこそが自立生活を実現するエ 「障害の受け入れ方が変わってくる」ことだと堤は述べている。このことは、心理的な援助で

ネルギーの源であるとされているのである。

そのことが同時に無力感や自己否定感を克復する心理的な援助でもあるのである。そして、その際、リーダーであ る障害者がロールモデルとして極めて重要な役割を果たし、リーダーの姿や行動に触れる中で、内面化した否定的 否定感に対抗して、肯定的で積極的な自己イメージをつくることであり、それこそがILPの土台である。またフ な障害者観を方向転換していくことになるという点でも、障害を肯定する心理的な支援が行われているということ ィールドトリップや調理実習などの具体的なプログラムの中で目的とされているものは生活技術の習得であるが だとすれば、ILPは生活技術の習得という形態を取っているけれども、その根底にあるものは、劣等感と自己

ができる

自立生活センターの活動におけるピア・カウンセリングの位置

狭義のピア・アド ボカシー (パーソ ナルアドボカシ ー・システムアド ボカシー)	情報提供	狭 義 のピア・カン	ILP	サービス提供(介助、住 宅、車椅子修 理等)
	広義のピア・カウンセリング			
原理	としてのピ	ア・カウン	/セリンク	1

広義のピア・アドボカシー

な援助となり、

心理主義的なカウンセリングに堕してしまう危

軽減・克服して社会に適応していくための訓練に堕してしまう

ILPは従来のリハビリテーションと同様、

障害を

危険性がある。また、ピア・カウンセリングも、

単なる心理的

離してしまうと双方が意味をもたなくなるような性質のものな

もし、ILPがピア・カウンセリングから切り離さ

なものではないことに気づく。両者は一体のものであり、

切り

時間に心理的な援助を行い、ILPの時間に生活技術の習得

ゎ

両者を合わせて自立を達成してくといった並列的

このように見てくるならば、

狭義のピア・カウンセリングの

支援を行い、

れるなら、 のである。

ピア・カウンセリングの不可欠の一部であると私は考える。そ 険性がある。 以上述べてきたことを図示すれば、 結論的に言えば、 もとめられているのは、 ILPは、 自己決定・自己実現としての自 単なるトレーニングではなく、 次のようになるであろう。

立を、

障害者同士の仲間性・対等性を基盤として支援し合うと

いうことである。

そのために、

、としての役割と経験・

知識

・情報提供がもとめられるが、 ピアカウンセラーのロ

ールモデ

九

ているのである。その意味で心理的な支援と生活技術習得の支援は一体のものである。 番根底にあるのは、心理的な自己肯定観であり、またILPそのものがフィジカルカウンセリング的な意味を持っ

#### 四 自立生活実現に向けての心理的援助としてのピア・カウンセリング

安積純子は、ピア・カウンセリングにおける感情の解放の重要性について、次のように述べている。

哀れまれ、侮辱されてきた中には、すさまじい劣等感と根本からの自己否定感があるばかりである。それに対抗 人間的尊厳や誇りなど、まったく無きがごとくに扱われ、施設に収容され、親元に放置され、見世物にされ、 確実な人間観を育てるのに最も力があるのが、ピア・カウンセリングの中で進められる感情の解放である。

追いこまれていくのである。 たりして育てられる。その結果、劣等感と自己不信に陥り、自分の存在を否定的にしか見ることができない状態に 常者社会の中で、また感性に基づく差別の中で、障害者は嫌がられたり、恐がられたり、侮蔑されたり、 らない存在゛とされるか、哀れみや慈善の対象とされることが多いのである。能力主義の価値観が貫徹している健 障害者は幼いころから、 「醜い」「役立たず」「不幸な子」などと否定的に扱われる傾向が強い。 "あってはな 保護され

だという価値基準があり、そのような「だめ」な存在、 中途障害者の場合も、 障害を持つことの絶望観は、健全者の間で「健常」なことがいいことで障害はだめなこと 「絶望」の存在に自分がなってしまったという自覚から生

まれてくる。これもまた障害者差別の中で、障害が強いマイナスイメージで捉えられていることの結果である。 このように障害者は内面化された抑圧のために、劣等感、自己否定感、無力感に陥り、そのことが自立生活の実

現を妨げているのである

生きていく生き方を確立していくということである。 にしか捉えられなかった自分の障害、存在をかけがえのないものとして肯定し、自信と誇りを持って差別に抗して 回復することができるかがピア・カウンセリングの中心テーマである。それは、 こうして社会的な障害者に対する抑圧を内面化してしまっている障害者がいかにして障害を肯定し、 差別する側の価値観の中で否定的 自己信頼を

害を肯定することができるのである。 自分と同じ障害者がつくり出してきた運動や生き方、生活様式、文化に出会い、つながることができて始めて、障 このような、自己否定から自己肯定への転換は、被差別者の共同性に支えられることによってのみ可能になる。

れだけが独立したサービスなのではない。このような障害者としての生き方の確立、 従って、ピア・カウンセリングはILPや権利擁護活動など自立生活センターの運動と不可分の関係にあり、そ 社会的立場の自覚を目指さな

「障害の受容」もあきらめや「差別の受容」にとどまらざるを得ないからである。

ければ、

と向き合い、抑圧された感情を解き放ち、自己と障害を積極的に受容していくことが重要なねらいとされている。 ピア・カウンセリングにおいて重要なのが精神的なサポートである。精神的なサポートでは、障害者が自らの「傷」

その際のピア・カウンセラーの役割としては、傾聴、感情の解放の援助が求められる。また、ピア・カウセラーの

害者としての生き方を見い出すことができるのである。そうした意味で、ピア・カウンセラーは地域で自立して生 ールモデルとしての役割も重要である。障害者は自立して堂々と生きている障害者仲間との出会いによって、

**障害者の自立生活支援とピア・カウンセリング** 

プローチは障害者のピア・カウンセリングと矛盾するのである。この問題に関して、アキイエ・ヘンリー・ニノミ しかしながら、ここでのカウンセラーは専門家としてのカウンセラーではない。医学モデルに立つ心理療法的ア

ヤは次のように述べている。

会生活への援助へと根本的かつ広範囲にわたってなされるからです。 行動に移行させるのではなく、障害を持った人の本質的市民生活への援助であり、その人の人格の成長から、社 に異なります。障害を持つ人のピア・カウンセリングは、ただ単にある特定のネガティブな行動をポジティブな 性の行動をなくす行動療法なので、十分効果がありますが、障害を持った人のピア・カウンセリングとは本質的 ア・カウンセリングがなされていますが、多くの場合、行動療法の技術を使っています。それはアルコール依存 共に負いまたそれを成長へと向けていくエネルギーの根源アプローチだからです。アルコール患者の会でもピ 技術中心ではなく障害という個性の存在全体を分かち共感、共有することによってその痛みや苦しみを共有し、 分裂してきている専門治療を再び総合化、統合化する機能を持っています。なぜなら、ピア・カウンセリングは セラピー、アートセラピー、サイコドラマ等、専門分化してきています。ピア・カウンセリングはそれら分化. 既存のカウンセリングは医療モデルを基本とするアプローチが多く、行動療法、T・A(交流分析)、プレイ

な違いがある。障害者の場合には、専門家への依存からの自立がテーマになっており、そのためにピア・カウンセ アキイエが述べているように、障害者のピア・カウンセリングは、他のグループのピア・カウンセリングと大き

のリハビリテーション・パラダイムに再び戻ってしまっていることは明らかである。 的なものとなろう。そうなれば、健常者のカウンセラーと障害者のカウンセラーが置き替わっただけであり、従来 なろう。また、障害者の心の問題は、社会的な差別の克服や自立生活の実践ということから切り離された心理主義 とクライエントの関係は対等なものではなくなり、クライエントはカウンセラーに依存し、管理されていくことに リングと相容れないのである。もし、カウンセリングが専門的な技術中心のものになってしまえば、カウンセラー リングは「反プロフェッショナル」という性格を持っており、専門性を重視する医療モデルに立つ従来のカウンセ

で創造的な営みであり、相談室だけでなく地域を舞台としている。 障害者のピア・カウンセリングは差別・抑圧をなくしていくことや人格の成長、社会生活の援助を目指す広範囲

めた、人間再生と社会変革の道具として強力なパワーを持つものとなっている。 日本のピア・カウンセリングは再評価カウンセリングを基礎とすることによって、深い心理的な問題の支援をも含 にある。また社会的な抑圧の理論を持ち、抑圧からの解放の実践としてカウンセリングを展開しているからである。 台となったのは大きな意味がある。再評価カウンセリングの特徴は、カウンセラーとクライエントの完全な対等性 と技術の拠り所として従来の心理療法的なアプローチに代って再評価カウンセリングがピア・カウンセリングの土 このようなピア・カウンセリングの持っている本質的な意味を損なわず、またカウンセラーとしての一定の理論

#### 五 ピア・カウンセリングをめぐる論点

#### ①ピア・カウンセリングへの諸批判

支援としてのピア・カウンセリングの課題と展望について考察していきたい。 文、横須賀論文の二つの論文が提起している問題について整理を行い、検討することを通して、障害者の自立生活 であり、それ自体重大な問題であり、本稿とは別の角度からの検討が必要である。したがって、ここでは、倉本論 適応主義に陥っているという批判をしている。これは心理学・カウンセリング総体に対する批判から出てきたもの カウンセリングを考える」がある。このうち篠原論文は、心理学者の立場からピア・カウンセリングが心理主義 るものに倉本智明「〈ピア〉の政治学」、横須賀俊司「ピア・カウンセリングについて考える」、篠原睦治「ピア・ 研究者の立場から、ピア・カウンセリングに対してまとまった形で考察し、一定の課題の指摘や批判を行ってい

#### ②倉本智明「〈ピア〉の政治学」をめぐって

政治の視点、「アイデンティティ管理の戦略としての〈ピア〉」というミクロの政治の視点である。 倉本智明は、 〈ピア〉を政治という文脈で素描した。それは「社会制度批判としての〈ピア〉」というマクロの

門家による過剰な介入を抑止し自身の生の制御権を取り戻すための具体的な方途の一つ」だとしている。後者につ 意味を持っており、そこでは「反専門家」、「反専門主義」がテーゼとなったことを指摘し、「〈ピア〉とは、専 前者について倉本は、自立生活運動は医師やセラピスト、施設職員などの障害者への支配に対する抵抗としての

いては、「〈ピア〉とは、アイデンティティをめぐる政治のアポリアを回避し、多様性それ自体に価値を発見すべ

く営まれる新世代の戦略なのである」としている。

須事業として規定され、公的に認められた事態を「その意味で、同事業(市町村障害者生活支援事業―引用者注) 倉石は、このように〈ピア〉の政治的な意味をとらえた上で、ピア・カウンセリングが市町村生活支援事業の必 〈ピア〉にとって両刃の剣であったと言える。これによって〈ピア〉は公の承認を受け、そのある部分は財政

的な基盤をより強固なものにする道を得た。と同時に、従来それが有していたラディカルな政治性はその拡大/普 ある」ととらえている。 及とともに希釈され、現行秩序にとって無害で穏当な福祉実践へと回収される危機に直面することにもなったので

う戦略を取ったことに対して次のように指摘している。 また、JILが市町村障害者生活支援事業の実施という状況の中で、ピア・カウンセラーの認定事業を行うとい

ねらいは、そうした権威の付与により〈ピア〉を〈ピア〉として実践しうるカウンセラーが占めるシェアを確保 ただしかし、この制度は矛盾を内包してもいる。認定とはつまり権威の付与だ。そして、JILのこの制度の

存在ともなりうる。 もしれない。けれど、労働市場において有効に機能したその権威は、〈ピア〉における対等な関係をおびやかす の力を持つかはさておき、この制度が有効に機能するならそうしたピア・カウンセリングの変質は阻止し得るか ピア・カウンセラーの形骸化を阻止するための方策としてそれは正しい。いまの時点でJILの認定がどれだけ /拡大することである。上述したような〈ピア〉にあらざる「ピア・カウンセラー」の市場への大量流入による 共に専門家でない、したがって権力の不均等な配分がともなわない関係であればこそ対等な

五五

障害者の自立生活支援とピア・カウンセリング

定制度はそうしたジレンマをうちに抱えた制度なのである。 関係は成立するのである。ピア・カウンセラーへの権威の付与とこのことは矛盾する。ピア・カウンセラーの認

における対等な関係を突き崩すものととらえられている。 希釈され、無害で穏当な福祉実践へと回収される危機ととらえた。また、JILによる認定制の実施も、 クロ二重の意味を持つ政治としての(言い換えれば、障害者運動としての)ピア・カウンセリングがその政治性を このように、倉本はピア・カウンセリングが市町村障害者生活支援事業によって公認された事態を、 マクロ・ミ

セリングの固有の特徴がある。この点は、ピア・カウンセリングの課題について中心的な問題であり、後ほど詳細 立生活の実現という観点からも、社会変革という観点からも最的広がりを求めるものである。そこにピア・カウン 立生活を築いていくための戦略であった。そのような政治性をもつピア・カウンセリングは、すべての障害者の自 倉本が言うように、まさにピア・カウンセリングは、専門家支配からの脱却をはかり、当事者が主体となった自

横須賀俊司は、ピア・カウンセリングの抱える問題として、大きく次の二点を指摘している。 ③横須賀俊司「ピア・カウンセリングについて考える」をめぐって

一点目は、JILのピア・カウンセリングの認定制に関する問題である。横須賀は次のように言う。

認定制度には認定者の存在が前提とされており、その認定者が認めない限りピア・カウンセラーにはなれない。

このジレンマをどの様に解消していくかが問われるところだろう。 による支配―被支配(上下)関係といった難点を克服すべく成立したことに存在意義があったはずだ。・・・中略・・・ された専門家へと一歩近づいてしまう。ピア・カウンセリングの専門化は自己否定をもたらす。そもそも専門家 それは特定の人しかピア・カウンセリングができないことを意味する。こうしてピア・カウンセラーは権威づけ

中でピア・カウンセリングが持つ最大のジレンマである。 危惧する。このように、横須賀の提起する問題は、倉石が提起する問題と重なっている。この点が、今日の状況の という縦の関係ができて、ピア・カウンセラーの中に「専門家による支配―被支配(上下)関係」ができることを 横須賀は認定制によって、「認定者の権威―認定されたピア・カウンセラーの権威―認定を受けていない障害者」

JILが主催するピア・カウンセラーを養成する講座(集中講座・長期講座・短期養成講座) 「感情の解放」を重視している点についてである。横須賀の指摘は次のようなものである。 第二に、横須賀はピア・カウンセリングにおけるカウンセラー養成のプログラムの問題点を指摘する。 のカリキュラムが

グに特有のものではない。つまり、ピアでなくても感情の解放を促すことができるということだ。これだけを押 中でも感情の解放を重視したものとなっている。もう一つの柱である情報提供についてのトレーニングはない。 し進めることは専門家に近づくことになりはしないか。 岡知史も指摘しているように、感情の解放は一般的なカウンセリングにも見られるもので、ピア・カウンセリン

(ピア・カウンセラーを養成するための各種講座の―引用者) プログラムを見てみると心理的サポート、その

横須賀がここで指摘している問題は,ピア・カウンセリングが理論的・実践的に依拠している再評価カウンセリ

ングをめぐる問題である。

立岩真也は、アメリカのピア・カウンセラーへの意識調査と日本のピア・カウンセラーへの意識調査を比較する

いう特徴を持つことを見い出した。その主たる理由を、立岩は次のように述べている。 ことによって、日本のピア・カウンセリングが「心理的な側面、とりわけ感情の解放という点を強調したもの」と

と―引用者)なのだと思う。 ウンセラー、クライエントに対する傾聴といった、よりシンプルな要素によって定義づけられるものだという (こ ングは、その基本的な姿勢として再評価のカウンセリングと共通するものをもっていることは認められよう。そ う手法を取っていることにもよると思う。米国でのピア・カウンセリング、とりわけ障害者のピア・カウンセリ れにしても、米国において、ピア・カウンセリングは、障害という体験の共有、ロールモデルとしてのピア・カ (日本における―引用者)ピア・カウンセリングが、コウ・カウンセリング、再評価のカウンセリングとい

面を強調しており、とりわけ再評価カウンセリングの理論と技法を一定程度習得することを求めているという点と カウンセリングが置かれている位置―支援事業や認定制―の問題の他に、日本のピア・カウンセリングが心理的側 日本におけるピア・カウンセリングの「専門性」をめぐる問題は、 倉石が指摘し、 また横須賀も指摘したピア・

横須賀は、「感情の解放」を重視することは、結果的にピア・カウンセラーの専門化を招くと共に、 「感情の解

関る問題がある。

放を必要としない障害者」の自立生活支援において有効性を持たないと主張する。そして、 「経験的知識の蓄積こそが専門化を防ぐ手立てであり、感情の解放を必要としない障害者にとって必要なもの 「感情の解放」に替っ

この点は、ピア・カウンセリングの課題と展望に係る第二の論点として後に詳しく考察したい。

である。」と指摘しているのである。

ピア・カウンセリングの課題

#### ①ピア・カウンセリングをめぐる論点

以上の二つの論文において提起されたピア・カウンセリングをめぐる論点を整理してみると次のようになる。 ピア・カウンセリングが市町村障害者生活支援事業によって公認された結果、ピア・カウンセリングがその

認定制の実施は、ピア・カウンセラーという専門家をつくることによって、「専門家による支配―被支配(上下) 政治性を希釈され、無害で穏当な福祉実践へと回収される危機に直面しているのではないか。また、

JILによる

関係」 (横須賀)、をもたらすことになるのではないか。

ではないか。また、感情の解放を必要としない障害者の自立生活支援において有効性を持たないのではないか。ピ 度習得することを求めている結果、ピア・カウンセラーが心についての一種の専門家になっていく危険性があるの ロ、ピア・カウンセリングが心理的側面を強調しており、とりわけ再評価カウンセリングの理論と技法を一定程

「経験的知識の蓄積」であり、そのことをピア・カウンセリングの中心に置くべき

**障害者の自立生活支援とピア・カウンセリング** 

ア・カウンセリングの本質は、

### ②ピア・カウンセリングにおける〈質〉と〈母〉の問題

イ、の問題は、ピア・カウンセリングが矛盾をはらんだ営みであることを明らかにしている。

化したものがアドボカシーであり、ピア・カウンセリングであり、自立生活プログラムである。 生き方、価値観と社会を変革していくといういわば〈質的〉なものが目指されている。それをサービスとして具体 そして、そのことを具体的なサービスを提供することによって障害当事者の生活を支援することを軸として実現し を肯定して誇りをもって主体的に生きていく存在として自己を変革していくこと、人間関係、健全者の意識、感性 ようとしているのである。従って、自立生活センターは運動であると共に事業である。運動としては障害者が障害 ピア・カウンセリングは、自立生活センターのサービスとして提供されてきた。自立生活センターの活動の目的 障害者差別と闘い、障害者が施設ではなくて地域で自立して生活できるような状況をつくり出すことである。

の有償雇用の場になると共に、一人でも多くの障害者の自立生活を支援することが追求されてきた。 などが目指され、 このように、自立生活センター運動は、〈質〉と同時に〈虽〉を追求する運動である。また、〈虽〉によって〈質〉 同時に、事業としては、介助派遣時間、自立生活プログラム・ピア・カウンセリング受講者数、事業収入の増加 **〈虽〉の問題が重視されてきた。このような、〈量〉の増加により、自立生活センターが障害者** 

の変化がもたらそうとする運動である。地域で自立して生活する障害者が量的に増えることによって、健常者の意

識と社会が変革される状況をつくり出そうとするものである。

障害者が増えれば、社会を異化するエネルギーが蓄積され、より障害者が自立生活や通常生活を送り易い条件がつ 化としてのノーマライゼーション」をめぐる問題である。異化と同化という二つの側面は、 ここでいう(量)の問題は、いわば「同化としてのノーマライゼーション」の問題であり、 あたり前の生活をする 質 の問題は 異

くり出されてくるという形で連動して進んでいく。

改良によって可能だからである。そしてこのような合流は、社会変革よりもはるかに容易であるから、数として地 そうした側面をも持っている。そして、障害者の社会への参加は、現在の社会のあり方を前提として、その部分的 財の再配分の問題として解くことができる。高齢者福祉の戦略として、施設福祉よりも地域福祉が選択されるのは 近代社会の原理の障害者への適応という形でも解くことができるからである。例えば、障害者の生活保障の問題は、 生活する障害者は増えたが結局社会は変わらなかったということになりかねない。 域で生活する障害者が増えるという〈量〉の問題に傾斜していくという傾きをもっている。そうだとすれば、 しかし、同化の側面が異化の側面から切れて、一人歩きしかねないという問題もある。なぜなら、同化の問 題は、 地域

にある社会に包摂しようとする力と社会を変革しようとする力のせめぎあいを、拠点をつくり出すことを通して展 とすれば、そのような現実の中にあえて身を置くことが必要になってくる。自立生活センター運動は、 **論理に取りこまれ、健全者文化に包摂されていく危険性を常に持っている。しかし、運動を実質的に進めていこう** する傾向を持つ。自立生活センターの運動は、不特定多数にサービスを供給する事業であるところに、資本主義の 事業という側面は量的な成果を追求する傾向を持っている。その結果、運動の論理から離れて、それ独自で回転 障害者を現

治性を希釈された安上がりの福祉的サービスに変質してしまい、個人を変革し、社会を変革するインパクトを持ち の自立生活の性格を自覚的に保持し続ける必要がある。そうでなければ、ピア・カウンセリングもILPもその政 それゆえ、障害者を現にある社会に包摂しようとする力と対峙し、これを変革しつづけるためには、 運動として

開しようとしているものとして理解することができる

障害者の自立生活支援とピア・カウンセリング

得ないものになるからである。

がれば広がるほど、それが体制内化し、運動としての固有のインパクトを喪失していくことになろう。そこではピ 変革していく思想と戦略を明確化し、そこに依拠することであろう。そうでなければ、ピア・カウンセリングが広 こうした観点に立つとき重要になるのは、障害者問題の解決をめざす当事者運動として、社会と健全者の意識を

#### ③ピア・カウンセリングにおける対等性と専門性

ア・カウンセリングの存在理由が失われていくのである。

者同士の経験の共有という仲間性、対等性が何より重視される。 ウンセリングは、繰り返し述べてきているように、専門家による支配からの脱却をめざしたものであり、 ピア・カウンセリングにおける対等性と専門性は、ピア・カウンセリングの持つ基本的な矛盾である。 「反専門家」という立場に立っている。従って、ピア・カウンセリングでは専門家でないという素人性や障害 ピア・カ

り優れたものをもっていることが要請されている。そのような、一定の〈力〉を持っているピア・カウンセラーが ての知識の面で、自立生活の技能を習得させていく知識とスキルの面で、またクライエントの声と感情に耳を傾け 立生活の経験に基づく経験的知識の面で、自立生活の態度や技能の面で、様々な社会資源や制度の活用方法につい 自立生活センターにおける職業としてのピア・カウンセラーは存立しない。従って、ピア・カウンセラーには、自 て心理的に支援してくというカウンセリングの知識と技術の面で、少なくともこのどれかの面で、クライエントよ ントに提供することによって対価を得るわけである。もし、カウンセラーとクライエントがまったく対等であれば、 ってサービスを購入するのである。カウンセラーの側からすれば、自らの持っている知識や情報、技術をクライエ しかし、一方では、ピア・カウンセリングは自立生活センターの提供するサービスであり、消費者は対価を支払

基本とするピア・サポートとして展開するとしても、ピア・カウンセラーがリーダーシップをとったり、 完全な対等性や相互交替性はありえない。仮に横須賀がいうように、ピア・カウンセリングを経験的知識の蓄積を るという意味での対等性はありえない。また、援助する―されるという関係がそこに成立しているという意味でも、 て固定化されたピア・カウンセラーとクライエントとの関係においては、経験や知識等の力が均等に配分されてい 量が高ければ高いほどクライエントにとっては有用なものとなるのである。とすれば、職業として、また役割とし クライエントの自立を支援するというのがピア・カウンセリングの構造なのである。そこでは、カウンセラーのカ ントの自立生活支援を行うというように構造化されているわけであるからこの構造は同じであり、上下関係に陥る クライエ

の本来の意味を喪失する危険性が出てくる。 い。一方、ピア・カウンセラーの知識や技術を高めていくことを志向すると、ピア・カウンセラーが専門化し、そ 完全な対等性を求めていけば、不特定多数にサービスを提供する事業としてのピア・カウンセリングは成立しな 可能性は常にある

が必要条件だとする」自立生活センターもある。このようなセンターの場合には、ピア・カウンセラーの力量を重 カウンセリング等について全く特別な訓練を受けたことのない人がピア・カウンセラーとして勤務しているところ アメリカの自立生活センターには、センターの全ての障害者スタッフをピア・カウンセラーと呼んでいるところや もある。これは、対等性を重視したピア・カウンセラーの具体化だと言うことができる。他方で、アメリカには、 「公式のトレーニングを受けているか、カウンセリング、心理学、リハビリ関連の領域での学位を持っていること この両者の要請の葛藤の中で、実際の自立生活センターのピア・カウンセリングは具体化されている。 たとえば、

視しているものと言うことができる。

本的な課題なのである。そして、ここで問題になっている対等性は、知識や技術や経験が均等に配分されていると がら、どのようにして力量があるピア・カウンセラーを養成するかということがピア・カウンセリングの抱える基 いう意味ではなく、カウンセリングの場の構造が上下関係で構成されているのか、相互交替性を持つ水平関係で構 このように、ピア・カウンセリングの本質である仲間性、対等性、自立生活支援、反差別という性格を保持しな

#### ④ピア・カウンセラー認定制の意味

成されているのかという関係の質の問題なのである。

事業としての最的拡大が実現したということである。しかしながら、最的拡大は変質の危機をもたらす。倉本は次 しながら力量をつけること、この一見矛盾する要請に応えようとしたのがJILの認定制である。 市町村障害者生活支援事業によってピア・カウンセリングが公認され、公費が支出されるようになった。これは 〈質〉を維持しながら〈虽〉を確保すること、そして仲間性、対等性、自立生活支援、反差別という性格を確保

グの理論と技法を身につけた専門家が、自らの専門性を留保ないし脱構築することなく行うカウンセリングは、 のではないか。・・・略・・・けれど少なくとも、多くの高等教育機関で教授されている主流派心理学/カウンセリン にあたってもいいということになる。いや、そうした者こそ、むしろもっとも的確な者とみなされるようになる が明示されていない。したがって、障害者でさえあれば臨床心理士の資格や心理学等の学位をもつものがその任 しかし、市町村障害者生活支援事業における仲間相談に関しては、その鍵となるカウンセラーの要件/養成法

たとえそれが障害者によるものであったとしてもピア・カウンセリングとは呼べまい。それは対等な関係を担保

名乗るという危機が生じている。他方では、社会福祉協議会や社会福祉法人等が市町村障害者生活支援事業を委託 ここで倉本が述べているように、ピア・カウンセラーとは正反対の、旧来の専門家が「ピア・カウンセラー」を 健全者の社会福祉士等が特に訓練を受けていない障害者を指導し、スーパーバイズして行う「ピア・カウンセ

のような要請に応えようとするものである。 の側が定義し、養成し、売り込んでいくことが求められてくる。JILのピア・カウンセラーの認定制はまさにそ このようなピア・カウンセリングの質的形骸化を防ぐためには、ピア・カウンセリングとは何かを自立生活運動 リング」も広がっている。

的に認知させていくことがJILの戦略であるが、認定性は「両刃の剣」であることを認識し、障害者の自立生活 自立生活支援、反差別というピア・カウンセリングの性格を保持しつつ、ピア・カウンセラーが力量をつけ、社会 ア・カウンセラーを専門家化し、そのことが障害者間に分断や階層化をもたらす危険性がある。仲間性、 確かに、ピア・カウンセラーの認定制は、ピア・カウンセリングの本質である対等性と矛盾しているが故に、ピ

## ⑤ピア・カウンセリングの基礎としてのコウ・カウンセリングの意味

運動の戦略を練っていくことが必要であろう。

次に、先に整理をしたロ、の問題については、どのように考えればよいのだろうか。

障害者の自立生活支援とピア・カウンセリング

\_

と技法が中心的な位置を占めているのは確かである。横須賀が危惧するのは、ピア・カウンセリングが心理的側面 が、実際には、ピア・カウンセリング集中講座、ピア・カウンセラー養成講座には「情報提供」がカリキュラムに を強調しており、とりわけ再評価カウンセリングの理論と技法を一定程度習得することを求めている結果、 含まれている。ただ、横須賀の言うように、カリキュラムは心理的な支援、とりわけ再評価カウンセリングの理 横須賀はピア・カウンセラー養成のカリキュラムには「情報提供についてのトレーニングはない」と述べている

賀の危惧するような問題をもたらしているよりもむしろ障害者の自立生活支援としてのピア・カウンセリングにと って積極的な意義を持っていると私は考える。それは次のような三点について指摘できる。 この点について、日本においてピア・カウンセリングの基礎に再評価カウンセリングが据えられたことは、 第一は、再評価カウンセリングのユニークな点は、それが抑圧の理論を持っているということである。

カウンセラーが心についての一種の専門家になっていくということではないかと思われる。

と働けば、アクシデントによる傷は、すぐに修復が可能なのだが、その癒しの機構自体が、社会的なまなざしや抑 そして、アクシデント(病気、怪我など)の場合にも、「もしうまく感情の解放が行われて、癒しの機構がきちん の伝染)、抑圧(障害者差別や性差別、階級差別などの社会的抑圧)の三つの原因からもたらされるとされている。 ウンセリングにおいては、個人の内面的な心の傷は、アクシデント、伝染(親を中心とした身近な人からの心の傷

てもたらされたものだと考えられているのである。 圧を受け作動を阻まれている」ととらえられている。すなわち、人間の心の傷は、最終的には社会的な抑圧によっ その意味で、再評価カウンセリングの目的は、個人の内面の変革を通して社会を変革していくことである。この

点で、再評価カウンセリングは、伝統的な心理学の心理主義・適応主義とは別の理論的枠組に立っているのである。

なこの社会を変革していく実践を展開していく方向と完全に一致しているのである。 ピア・カウンセリングは再評価カウンセリングを土台にすえることで、個人の変革―社会変革の強力な理論と技術 を手に入れた。それは、障害者が専門家の管理から脱却し、自立生活をめざすこと、そして障害者に対して差別的

や自己否定感を克復し、エンパワメントを支援する技術を手に入れたことである。 第二に、再評価カウンセリングをピア・カウンセリングの土台に据えたことの意味は、個人の深い内面的無力感

この点に関して、樋口恵子は次のように述べている。

共有します。それだけのトレーニングを受けたカウンセラーが私たちの間で育っているのです。 意味、方法を提示していきます。そしてその場に、クライエントによりそい、注目し、立ち上がっていく過程を 私は評価しています。バークレーで行われていたピア・カウンセリングは、権利養護、社会資源の紹介、 ンセリングは、それらのことに加えて、心の中に凍ったままの過去の傷に向き合い、その感情を解放することの 日本のピア・カウンセリングは、アメリカの自立生活センターで行われていたもの以上の成果を上げていると、 自立した生活技術習得のクラスといった事柄をピア・カウンセラーが提供していました。日本のピア・カウ 情報提

せず、すべての人は「感情の解放」を必要としているのである。そのような内面化された抑圧や心の傷を解放する 定感と取り組むことがどうしても必要になってくる。その意味では、 面化しながら成長する。障害者が自立していくとき、つまり生活の主体者になっていくとき、この劣等感や自己否 この社会は障害者に対する否定的なメッセージに溢れた社会であり、すべての障害者は劣等感や自己否定感を内 「感情の解放を必要としない障害者」は存在

障害者の自立生活支援とピア・カウンセリング

ような「感情の解放」の技術がピア・カウンセリングにはある。そのことが、障害者の自立生活支援の上で力強い

働きをしているのである。

だコウ・カウンセラーも今日始めたばかりのコウ・カウンセラーもまったく対等である。 リングは、方法的な観点からは、コウ・カウンセリングと呼ばれている。カウンセラーとクライエントが時間を分 け合って交互にセッションするのが他のカウンセリングにはない最大の特徴である。この点で何十年も経験を積ん との意味は、再評価カウンセリングは、完全な対等性を実現しようとするものだという点である。再評価カウンセ 第三に、横須賀の危惧ともかかわっているが、再評価カウンセリングをピア・カウンセリングの土台に据えたこ

の、まず自分のためにカウンセリングを使うという点、時間を対等に分け合うという相互交替性を持っている点で、 他者のカウンセラーになるのは、自分がクライエントとしてカウンセリングを受けたのと同じ時間だけである。こ 再評価カウンセリングにおいては、すべての人はクライエントであり、カウンセリングは自分のために行われる。

再評価カウンセリングは完全な対等性を担保している。

間性・対等性という本質を具体的な実践に具現化することができた。ピア・カウンセリングは自立生活センターを 療する―されるという縦の関係が構成されることになる。そこには、本当の意味での対等性は存在しないのである。 障害者のピア・カウンセリングは、再評価カウンセリングを基礎とすることによって、自立生活運動における仲 !のカウンセリングや心理療法は、カウンセラー(セラピスト)とクライエントの関係は固定的であるから、治

イエントもカウンセラーの体験をし、 訪ねる障害者の自立生活支援に使われるが、それは多くの場合、各種講座を通して行われる。講座の中では、 対等に助け合う関係を経験するのである。

自立生活支援の局面においては、一方通行の形で行われる個別ピアカンや個別ILPも存在する。しかし、それ

あり、それが職業としてのピア・カウンセリングの性格をも規定しているのである。 るのである。その意味では、職業としてのピア・カウンセリングの土台に、自助としてのピア・カウンセリングが セリングを続けており、障害者同士の仲間性、対等性、相互交替性がカウンセリングの姿勢として常に存在してい 局面においては、一方通行の形で自立生活支援を行っているカウンセラーも日常的に他の障害者とのコウ・カウン は例外的なものであり、その土台には、相互に支えある関係としてのコウ・カウンセリングがあるのである。また、

カウンセリング等をも取り入れていこうとしているのである。しかしながら、現時点では、仲間性、対等性、自立 構成されている。ピア・カウンセリングにとって有用なものであれば、再評価カウンセリングだけでなく、様々な 理論と技法を土台としながら、アサーティブ・トレーニングやILP、情報提供、アドボカシーなど様々な内容で 現在、障害者の自立生活支援としてのピア・カウンセラーの養成講座には、このようなコウ・カウンセリングの 差別撤廃、 相互交替性といったピア・カウンセリングの基本構造に完全に一致し、理論的・実践的にそれを

な状況にどのように対処していくかが今後のピア・カウンセリングの課題であろう。 と階層化を持ち込むことになったり、単なる福祉的サービス提供事業に傾斜する危険性が出てきている。そのよう ングの影響が薄まることによって、ピア・カウンセラーが専門化したり、権威と化したりして、障害者の中に分断 ピア・カウンセリングの広がりと共に、ピア・カウンセリングの土台となっているこのような再評価カウンセリ 強力に支えていけるものは再評価カウンセリングしかない。

- 注
- (1)ガベン・デジョング、障害者自立生活セミナー実行委員会訳「自立生活―社会運動にはじまり分析規範となるまで」 立生活セミナー実行委員会編『障害者の自立生活』 一九八三年 所収参照。 障害者自
- (2) アキイエ・ヘンリー・ニノミヤ「ビア・カウンセリングの基本理念」 『自立生活への鍵ービア・カウンセリングの研究』所収 ューマンケア協会 一九九二年 九頁。 ۲
- パラダイムは、トーマス・クーンの概念であり、それを体系的に論じたものとして『科学革命の構造』が有名である。 にも先行する」(同前六九頁)根本的な基準だからであると述べている。 想』一九八五年七月号「宵土社」六三頁)からである。そして、この「専門母型」の要素として、「記号的一般化」、「モデル」、 用いられた「パラダイム」を「専門母型(disciplinary matrix)」と呼ぶ。「『専門(disciplinary)』といわれているのは、 考えたクーンは、一九六九年の学会での報告において次のように述べた。すなわち『科学革命の構造』において、広義の用法で 諸問題間の類似性の知覚こそ、「その同じ類似性の同定を可能にする他のどのような多数の基準に対しても、論理的にも心理的 能を具体的に示している」(同前六九頁)のである。なぜなら、練習問題を通して「見本例」に習熟することによって獲得された いるのは、頃序づけられた様々な種類の要素からなっている」(トーマス・クーン 伊藤春樹訳「パラダイム再論」 職業としてある専門分野で研究に従事している人びとがそれを共通に所有しているからであり、『母型(matrix)』と言われて クーンの著作の中では、パラダイムの概念はきわめて多様な用法を持っている。そのことが、過度に恣意的な読み方を許したと 「見本例」をあげている。そして、「見本例」こそ「『科学革命の構造』における『パラダイム』という用語の第二の主要な機
- 「JーL論」 第三回自立生活問題研究全国集会実行委員会編集発行『自立生活NOW 1 9 9 2 一九九二年
- (5)樋口恵子「自立生活センターとピア・カウンセリング」全国自立生活センター協議会『ピア・カウンセリングってなあに?』|
- 6 樋口恵子「自立生活センターにおけるピア・カウンセリングの意義」 前出『自立生活への鍵』所収 三八頁

九九九年 六~七頁

(7) 横須賀俊司 年所収 一七七頁 「ピア・カウンセリングについて考える」 北野誠一他編『障害者の機会平等と自立生活』 明石叴店

- (8)堤愛子「自立生活プログラムの意義と目的」 全国自立生活センター協議会、東京都自立生活センター協議会ピア・カウンセリ ング委員会『自立生活プログラム実践マニュアル』一九九八年 二〇頁。
- (9)安穣純子「障害を持つ人とピア・カウンセリング」(前出『自立生活への鍵』所収(二一頁)
- (10) 前出「ピア・カウンセリングの基本理念」 一一~一二頁
- (1) 倉本智明「(ピア)の政治学」 前出『障害者の機会平等と自立生活』 二二五頁。
- (12) 同前 二三一頁。
- (4) 司前 二三三頁。
- (4) 同前 二三四頁。

15

前出「ピア・カウンセリングについて考える」 一八四~一八五頁。

- (16) 同前 一八五頁。
- (エイ) 立岩真也 「ピア・カウンセラーへのアンケートの結果・2 (日本) 」 前出『自立生活への鍵』所収

一八七頁。

- (18) 前出「ピア・カウンセリングについて考える」 一八六頁。
- (19) 立岩政也 「ピア・カウンセラーへのアンケートの結果・1 (アメリカ) 」 前出『自立生活への鍵』所収参照
- (20) 前出「ピア・カウンセリングについて考える」 一八九頁。
- (21) 前出「〈ピア〉の政治学」 ニョニー~ニョニ頁。
- 22) 前出「障害を持つ人とピア・カウンセリング」 二〇~二一頁。